

# とめ 法人会 NEWS

令和6年5月15日発行

第108号

## 迫町 旧亙理邸前の桜（2024年4月）

### 目次

- P. 1 迫町・旧亙理邸前の桜
- P. 2~3 法人会トピックス、会員企業リレー
- P. 4~5 税制改正に関する提言の主な実現事項
- P. 6 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 7 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 8 法人会トピックス

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

電子申告で効率的！

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告をするごんぼメリットが！

- 添付書類の提出省略
- 運付がスピーディー

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

法人会オリジナルキャラクター「ごんぼ」

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索



# 法人会トピックス

## 女性部会

### 税務研修会を開催

女性部会では、去る2月9日ホテルサンシャイン佐沼を会場に税務研修会を開催いたしました。

第1部は、佐沼税務署署長山崎裕司氏を講師に、「国税局の組織について」、第2部は同じく、法人課税部門 統括国税調査官 山中和宏氏を講師に、「DXの第一歩」と題して、ご講話いただきました。

楽しい内容も交えてお話くださり、終始なごやかな研修会となりました。



### (公社) 登米法人会 共催 「第十二回人と野生動植物の 共催を考えるつどい」開催

登米市主催の当つどい。今年度は、連続テレビ小説「おかえりモネ」で林業者証を担当した登米町森林組合の竹中雅治参事と南三陸町にある株式会社山の資源活用として商品、プログラム開発を担当する大淵香菜子企画研究課長を講師にお招きし迫公民館軽運動場を会場に開催されました。

お二人のお話から、登米市の豊かな自然を守り続けていくことが地球温暖化等の抑止にも繋がるといことがわかりました。



### 登米支部 電子帳簿保存法を学ぶ！

登米支部(工藤清彦支部長)では、令和6年1月19日、登米町「清川」を会場に税務研修会並びに支部会員交流会を開催しました。

佐沼税務署 法人課税部門 統括国税調査官 山中和宏氏を講師に迎え「電子帳簿保存法への対応」について、法令の概要や留意事項、各会社での対応方法等をご説明いただきました。研修前は制度内容が分からず、何から始めればよいか戸惑う事業所も多かったものの、研修を通して必ず対応しなければならないことが明確になる等、大変有意義な研修会となりました。

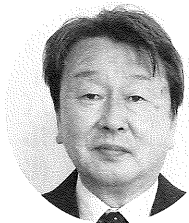


### 佐沼支部 中小企業支援策を学ぶ！

佐沼支部(田口安浩支部長)では、参議院・予算委員長に就任された 桜井 充 参議院議員を講師にお招きし「今後の日本経済について」と題したセミナーを開催しました。中小企業を悩ます人手不足や物価高騰、最低賃金の引き上げ等、世界水準と比較した資料と共に打つべき対策について、また、政府の各種支援策についてご説明いただきました。

受講者からは、大変わかりやすく納得のいくお話だった、機会があれば、また桜井議員を講師にセミナーを企画してほしい、といった声が聞かれ好評を博しました。

# 「確かな技術とまごころを込めて!!」



《佐沼支部》  
 縣北自動車整備工業株式会社  
 代表取締役 進藤 紀昭 氏

「高い技術を習得した専門スタッフが、皆様のカーライフをお支えます。」と話す、  
 縣北自動車整備工業株式会社様を訪問しました。

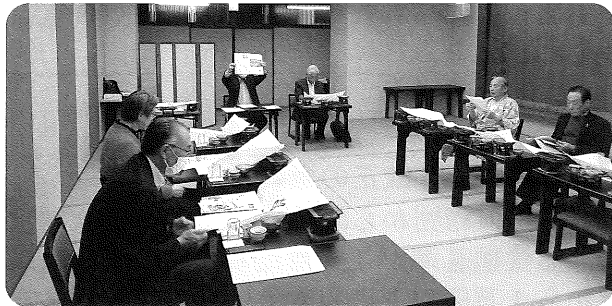
昭和19年12月、初代社長である石塚英馬氏が迫町佐沼天神前に自動車整備業として縣北自動車整備工業株式会社を設立。今年で80年を迎える歴史ある会社です。小さな町工場としてスタートし、世に自動車が普及しだすと、広い敷地を求め、現在の佐沼新大瀬に会社を移転しました。事務所裏には、大型車両も難なく収まる大きな整備工場があり、現在は、完全密閉された塗装工場を建設中との事でした。お客様へのサービスを充実させるため、あらゆる認証を受けており、一般自動車修理加工及び車体制作、車体検査代行業務、自動車部品の卸売、新車・中古車仕入販売と自動車のことなら何でもご相談ください、とおっしゃる進藤社長は、令和5年6月に7代社長に就任。米谷工業高等学校自動車科を卒業し、12年間は、別の会社で整備の仕事に携わってきました。整備の仕事は奥深く、日々進化しています。

難易度が高い仕事でも、従業員の技術向上に繋がる仕事は率先して引受けています。また、登米市以外の仕事も数多く手掛けており、仙台市営バスやBRTなども頻繁に入庫しているとの事でした。「会社が繁盛すれば、登米市への納税額もアップし、地域貢献にも繋がる。地元の皆様に支えられ今日があるので、地域に貢献していきたい」と、お話しくださいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



## 東和支部 地域活性化の意見交換会！

東和支部（山田正支部長）では、去る2月26日、大崎市「鳴子観光ホテル」に於いて「官民連携の地域活性化のモデル事業について」をテーマに意見交換会が開催されました。

事例として地域活性化のモデル事業として有名な岩手県紫波町の駅前都市整備事業「オガールプロジェクト」の概要説明を受けたうえで、当地域に落とし込んだ場合の地域活性化に向けてどのような方法が考えられるか出席者全員が活発に意見を出し合いました。

意見交換会終了後に開催した交流会では、大いに盛り上がり出席者同士親睦を深めました。

本事業は地域資源の再認識や支部会員の交流につながる大変有意義な機会となりました。

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



## 米山・南方支部共催 地元市議会議員と情報交換！

3月22日、米山町のさしゅんを会場に、米山支部（藤欠孝一支部長）、南方支部（小野寺忠雄支部長）の共催により「登米市議会議員（地元議員）との情報交換会・親睦会」を開催しました。

「登米市公共施設の集約化と地域経済の活性化について」をテーマに、米山地区の公共施設複合化整備事業や南方地域小学校施設整備事業などの現在の状況や今後の計画について情報提供をいただき、意見交換を行いました。会員からは、建設費が増加した場合に登米市の負担が増える可能性を危惧する意見や全国から視察に訪れる成功事例となることに期待する意見など、地域の活性化を願う意見・要望が挙げられ有意義な情報交換会となりました。引続き行った親睦会では、米山町・南方町の地区を超えて情報交換を行い、親睦を深めました。

## 法人会の税制改正に関する 提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました（令和6年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

### [法人課税]

#### 1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみやえるぼし（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。</li> </ul>

#### 2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。</li> </ul>

#### 3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。</li> </ul>

4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。</li> </ul>

[事業承継税制]

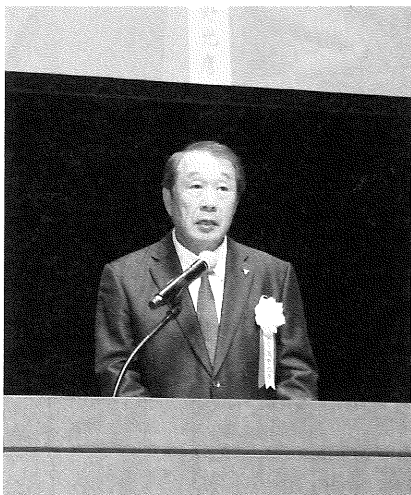
1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。</li> </ul>

[その他]

1. 森林環境税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（改正前：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（改正前：3割）とする見直しが行われました。</li> </ul>



飯野税制委員長より税制提言報告

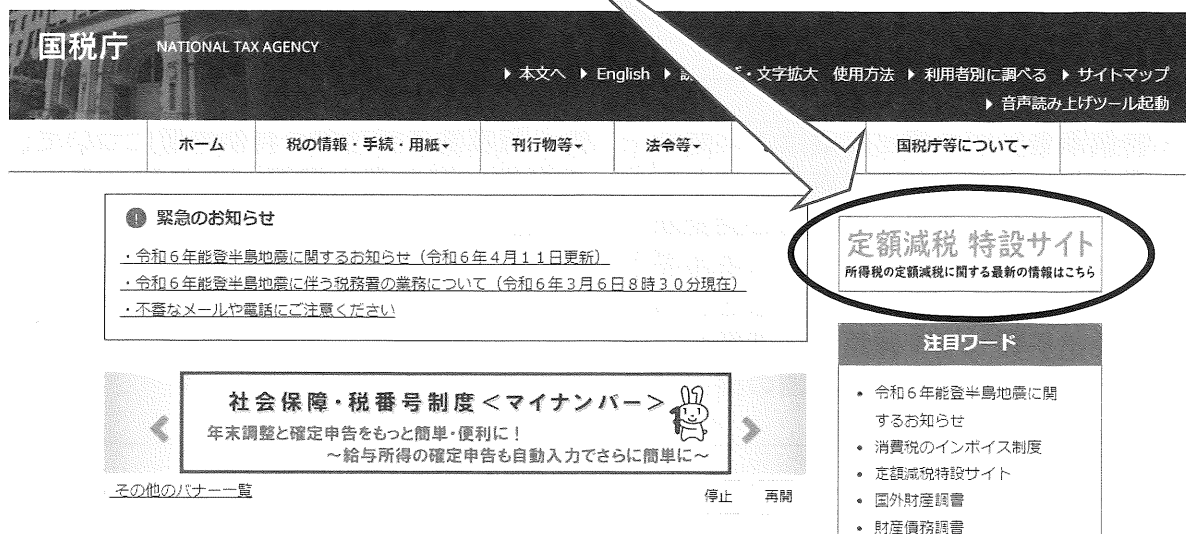


全法連小林栄三会長の主催者挨拶

**第三十九回法人会全国大会  
（群馬大会）**  
 毎年、全国の会員約二千名が一堂に会して開催される全国大会では、税制改正に関する提言の内容が周知されます。

# 佐沼税務署から定額減税についてのお知らせ

## 定額減税の特設サイトはこちらから確認できます！！



## 《定額減税に関するご相談・お問合せ窓口》

### 給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

給与支払者向け所得税定額減税コールセンターでは、所得税の定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

**電話番号 0570-02-4562**

受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）

全国一律の料金でご利用いただけます。

※上記電話番号に繋がらない場合

佐沼税務署の代表電話におかけいただき、音声ガイダンスに従い「4」番を選択してください。《佐沼税務署》代表 **0220-22-2501**

※個別具体的な事実関係に応じたご相談など、個別相談をご希望の方は、佐沼税務署法人課税部門源泉所得税担当に連絡していただき相談予約をお願いします。

《佐沼税務署 法人課税部門（源泉担当）》直通 **0220-22-2639**

※給付金及び個人住民税に関するお問い合わせ窓口については、内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」（外部サイト）をご確認ください。



**自動車税種別割の納期限は5月31日（金）です！**  
**～期限までに納付されるようお願いします～**

令和6年度の自動車税種別割納税通知書は、令和6年4月30日（火）付けで県内一斉に発送されておりますので、届いていない場合は最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

納期限まで納付されない場合は、延滞金がかかることがあります。自動車税種別割は、県のような事業を行うための貴重な財源ですので、納期限までに納付されますようお願いいたします。

自動車税種別割の納付などに関するご質問がある場合は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせ願います。

☆ **納める方**

- ・ 自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在で自動車検査証（車検証）に記載または記録されている所有者に課税されます。自動車を譲渡しても、名義変更の登録手続きが4月以降となった場合は、自動車を所有していると判断され、自動車税種別割が課税されます。

なお、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは、買主が所有者とみなされます。

☆ **納める方法**

- ・ 納税通知書に記載の納期限までに、次のいずれかの方法により納付してください。
- ・ ペイジー（Pay-easy）、スマートフォン決済またはクレジットカードで納付した場合は、領収証書や納税証明書は発行されませんので、必要な方は事前に宮城県税務課ホームページ「納付の方法」から、ご利用にあたっての注意事項をご確認願います。

① **金融機関窓口・県税事務所窓口**

- ・ 納税通知書または納付書を持参し、現金で納付できます。

② **コンビニエンスストア**

- ・ 納税通知書または、コンビニ・スマホ納付取扱用バーコードが印字されている納付書を持参し、現金で納付できます。

③ **ペイジー（Pay-easy）**

- ・ インターネットバンキングや金融機関のATMを利用して県税を納付する方法です。ATMの場合は、キャッシュカードまたは現金で納付できます。

④ **地方税お支払いサイト（クレジットカード・インターネットバンキング等）**

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

- ・ パソコンやスマートフォンから地方税お支払いサイトにアクセスし、クレジットカードやインターネットバンキングで納付できます。

⑤ **アプリによるスマートフォン決済**

- ・ スマートフォンまたはタブレット端末でアプリを起動し、納税通知書に印刷されている二次元コード（eL-QR）を読み取ることで納付できます。スマートフォン決済アプリ一覧についても、地方税お支払サイトで確認できます。<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

**【注意点】**

- ・ 使用できるクレジットカードやスマートフォン決済アプリの詳細は、各支払サイトでご確認ください。
- ・ クレジットカードを利用した納付には、税額のほか支払手続1回ごとに決済手数料がかかります。手数料は納付サイトにより異なります。

**クレジットカード決済手数料一覧**

納付金額	④ 地方税お支払いサイト
1～10,000円	40円（税込）
10,001～20,000円	123円（税込）
20,001～30,000円	205円（税込）
30,001～40,000円	288円（税込）
40,001～50,000円	370円（税込）
以降10,000円ごと加算	75円（税抜）



## 第18回全国女性フォーラム (広島大会) に参加

去る4月18日、広島市「広島グリーンアリーナ」を会場に開催され、当部会からは4名の部会員が参加致しました。

当日は記念講演会、大会式典、懇親会が行われ、全国から集まった会員の皆さんと交流を深めました。

その中で、当部会でも取り組んでいる、租税教室や絵はがきコンクールの発祥が広島県だったことなど、はじめてわかったこともあり、参加者の皆さんは、またひとつ法人会について知ることができた大会になったと話しておりました。



## 定額減税説明会を開催

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除(定額減税)が実施されることとなりました。多くの給与所得者が対象となることから、登米法人会では、佐沼税務署との共催で3月・4月・5月、迫公民館と登米祝祭劇場を会場に説明会を開催致しました。

始めに定額減税に係る源泉徴収事務のDVDを視聴した後、佐沼税務署、笹木源泉徴収担当官より注意点などを説明致しました。

## 会員募集中■未加入法人をご紹介下さい

法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

お知り合いに、まだ会員になられていない方がおりましたら、是非ご紹介くださいますようお願い致します。



## 女性部会の社会貢献活動 新品タオル等を寄贈

女性部会では、社会貢献事業として新品タオル・プルタブ・使用済み切手の収集を行い、登米市社会福祉協議会へ寄贈いたしました。

平成16年度から行っているこの活動は、ご協力くださる方が年々増えており、継続していく大切さを改めて感じています。

今後も収集活動を行ってまいりますので、ご協力をいただける方は事務局までよろしくごお願いいたします。